



Title	昭和戦前期の未成年者処遇制度：昭和八年児童虐待防止法案審議を主たる対象として
Author(s)	田中，亜紀子
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 537-561
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67971
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

昭和戦前期の未成年者処遇制度

——昭和八年児童虐待防止法案審議を主たる対象として——

田 中 亜 紀 子

一 はじめに

二 昭和八年児童虐待防止法立案に向けて

三 昭和八年児童虐待防止法案審議

四 おわりにかえて——昭和八年児童虐待防止法制定の意義および問題——

一 はじめに

国家は、次の世代への期待を寄せて、未成年者に対して教育や福祉、医療などの複数の領域において、支援や保護といった関与を行っている。しかしながら、貧富の格差の拡大が進行しつつある現在において、国家の適切な関与を受けることができない未成年者は未だ少なからず存在する。また、そもそも国家による関与を受ける側である未成年者は、その適切さについて当事者として批判することは容易ではない。それだからこそ、適切な制度を実現するために、未成年者をめぐる法制度に関しては、過去および現在の法制度の適切さが絶えず検討されなけれ

ばならない。それでは現行の制度に多かれ少なかれ影響を及ぼしている戦前の未成年者処遇制度にはどのようなものがあつたのだろうか。未成年者そのものに對する国家の関与は、近代以降、学制等による教育面から国家が求める人材を養成することを主軸に、そこから逸脱した未成年者に対しては刑事法における処遇が行われていた。そして、刑事法においては、一般人とは異なり、未成年者に対しては、犯罪原因としての家庭や学校、社会という環境への目配りが行われていた他、感化法の様に犯罪を行った未成年者だけではなく、将来的に犯罪を行うかもしれないという危険性を有する未成年者を対象とする法が存在した他、昭和期には被害者である未成年者を保護することを規定した立法が行われていた。それが昭和八年児童虐待防止法である。^①

児童虐待防止法は、戦後、児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）の制定によつて廃止されるまでの一五年間しか施行されず、また戦時体制の影響もあり、その運用は必ずしも充分に行われたものではなかったが、それでもなお、戦前において、国家が被虐待児童を保護しようとする立法を行ったことは評価すべきであろうし、それゆえに同法の内容と意義、そして問題点などを検討することは重要な意味を有すると考えられる。同法に関しては、一九八九年「子どもの権利条約」に関連して、同法の歴史的意義を子どもの権利の視点から分析検討した田代氏の研究^②、現行法である「児童虐待の防止等に関する法律」^③との比較を行うことを通じて今後の児童虐待対策の推進策を考察した西野氏の研究^④、同法の沿革としての原胤昭や救世軍などの活動を明らかにした池田・矢花氏や三島氏の研究^⑤、そして一九二〇年代当時、社会問題が人口の〈質〉との関わりで議論され、そこに児童や女性を対象として政策発展の可能性が見いだされようとしていたことを指摘する杉田氏の一連の研究など^⑥、すでに少なからぬ研究成果が得られている。しかしながら従来の研究においては、未だ児童虐待防止法の背景や内容の変容、そして当時の法体制における同法の意義および問題点、その後の運用状況が必ずしも十分に解明されたとは言えない。したがって、

昭和戦前期の未成年者保護の全貌を解明することを目的としながらも、さしあたり本稿においては、その研究の出发点として、大正期には既に児童虐待問題が認識されながらも、それに対する法的対応が昭和八年段階になって成立した理由と法案の内容変遷、そして児童虐待法が持つ意義と問題点について考察を行う。

二 昭和八年児童虐待防止法立案に向けて

二―一 大正期の児童保護と「未成年者ニ対スル犯罪」

厚生労働省は、現行の「児童虐待の防止等に関する法律」の前史として、児童虐待法を取り上げ、「当時の子ども虐待の背景には絶対的な貧困と儒教的家父長的家族制度に基づく「私物的我が子観」⁽⁷⁾があり、幼い子どもがその犠牲になっている」⁽⁸⁾と説明している。つまり、同法の対象である児童虐待の原因は、「絶対的な貧困」と「私物的我が子観」であると説明しているが、「私物的我が子観」に基づく不適切な状況が問題視されるようになった契機は何なのか、また、どの段階から問題視されるようになったのかという点は明らかではない。

それでは親権者などによる虐待を受けている子どもを保護するための法的対応が必要であるという考え方はどの段階から生じたのであろうか。戦前期の未成年者保護法制の一つである感化法⁽⁹⁾には、未成年犯罪者の他「地方長官ニ於テ満八歳以上十六歳未満ノ者コレニ對スル適當ノ親權ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐爲シ若ハ惡交アリト認メタル者」⁽¹⁰⁾を対象とする規定は存在していたが、親権の適切な行使そのものを問題視するものではなかった。しかしその後、大正少年法（大正十一年法律四二号「少年法」）。以下「大正少年法」制定過程において、単に犯罪や不良行為を行った未成年者だけではなく、被害者としての未成年者に関する条文の検討が行われようとしていた。たとえば、大正二年二月の「幼年法立案上ノ諸問題」⁽¹¹⁾では幼年法（後の大正少年法）立案上の諸

問題を列挙しているが、その中には「幼者ヲ教養スル義務ヲ怠リタルモノハ刑罰ニ処スヘキカ」として、いわゆる現在のネグレクトに該当するような項目が挙げられており、「未成年者ノ懲治及保護ニ関スル法律案」⁽¹²⁾には、刑法その他の刑罰法規に違反した八歳以上一四歳未満の者が主たる対象ではあったが、第三章には「未成年者ニ対スル犯罪」が規定されていた。しかしながら、同法案に関しては範囲を拡大して保護まで対象にした場合は、手続きなどの問題から実施が困難となるため、犯罪あるいは不良行為を行う者としての未成年者を対象とすべきであるとして、未成年者を保護しようとする部分は削除され、改めて少年犯罪に関する法律案として審議されることとなった。⁽¹³⁾つまり、大正初期の段階で既に児童虐待に対する関心は認められるものの、この段階においては立法をもって対応すべきであるとするまでには未だ児童虐待に関する理解は深まっていなかったと言えよう。なお、時期が前後するが、明治期の監獄行政および感化法の制定に関与しながらも、明治四〇年代以降は刑事司法から社会福祉の分野に活動の範囲を移していた小河滋次郎は、明治四五年に児童保護について次のように述べている。⁽¹⁴⁾

◎児童の保護

前にも申し如く、日本の教育は、開發的方面には發達してをるが、保護的方面は充分でないやうである、不良少年あれば不良の聲に恐れて直ぐ退場さする、病児であれば教育に堪へむとて退ける、唯遠ける丈けで、之を保護することをせぬ、保護機関が充分備つてをらぬから、之等不幸な少年は、学ぶ処なく、終に一生を誤るに至る、(中略)かくして児童は没労れに勞れ、充分働くこと出来ず、生長の後も失業者となり、貧民窮民となり、社会の犯罪者となる、末には恐ろしい罪人となるから、児童の保護は充分致すやうにしたい(後略。傍線筆者。以下も同様。)

小河の指摘は広い意味での犯罪予防としての児童保護の必要性を指摘したものではあるが、保護方面が不十分であるという指摘、そして保護機関が整備されていれば問題を抱えた未成年者を支援することができるとする主張を地方の社会事業家達を前に行っていたことは、後の児童保護の必要性に関する啓発活動としては評価できよう。

なお、大正期における児童保護に関しては、明治四〇年代以降の原胤昭の虐待児童保護活動の他、関東大震災等の影響で活動期間は一年程度であったものの、大正少年法が制定された大正一一年には山室軍平を中心とする救世軍本営に「児童虐待防止部」が設けられた他、生江孝之が外国の児童虐待防止活動や法律を紹介するなどの啓発活動が行われていたことが指摘されている。⁽¹⁵⁾ また、大正一二年には明治四四年工場法と並び、働く児童に対する規制法である工業労働者最低年齢法が制定されたことも、政府において児童保護に対するさらなる立法の必要性を認識する一要因となったと考えられる。さらに政府側の事情としては、第一次世界大戦後の社会問題の深刻化ならびに社会運動の高まりに対応して大正九年八月に内務省内に社会局が設置された事が重要である。社会局は大正一一年には農商務省の労働行政を統合して外局へと昇格し、昭和期に入る頃には政府が社会的弱者の救済を図るための体系的・系統的な救貧制度、すなわち救護法を成立させたが、⁽¹⁶⁾ 救護法の立法化作業は、貧困を背景とする児童虐待問題に対する施策の必要性を認識させる一要因となったことであろう。

二―二 内務省社会事業調査総会

昭和六年四月二〇日、内務省社会事業調査総会において、救護法実施要綱が原案通り可決された後、安達謙蔵内務大臣より諮問案「一、社会の現況に鑑み児童の虐待防止に関する法制を定むる必要ありと認む之れに關しその会の意見を求む」が示され、立案が決定し、⁽¹⁷⁾ その数か月後、同調査会総会において児童虐待防止法の原案が示され、

質疑応答が行われた。⁽¹⁸⁾ 原案は、① 保護対象を一四才未満としていること、② 児童を用いることを禁止および制限する業務、③ 本人および扶養義務者に費用を負担させること、④ 禁止および制限する業務に違反した場合は刑罰を科すること、などの点においては議会に提出された政府法案と共通点を有するが、相違点としては、① 原案は被虐待児童を虐待者から保護するために第三者に委託することを規定しており、訓戒や条件付き監護という処分は当初は予定されていなかったこと、② 「児童の保護事務に関し地方長官を補助し殊に被虐待児童に付ては其の調査と保護とを為すことを職務」とする専門職である児童保護員を設置すること、そして③ 制限する業務の具体例として「街上に於て又は各戸に付物品を販売し又は諸芸を演ずる業務」以外に「貸座敷、待合、芸妓置屋席貸其の他風俗上の取締を要する業務」が明記されていることが挙げられる。相違点の①からは、原案の方が児童虐待に厳しい姿勢を取ることを予定していたことが判明する。また、②と③は提出法案段階では存在しない規定である。②については、総会において、「問 児童保護員の職務は虐待防止に限るか又は児童に関する一般の問題をも取扱うか」「答 虐待防止に限る」という質疑応答に続いて、「問 児童保護員と方面委員とは別個の制度とするか」に対して「答 制度としては別個だが之に当る人は同一人であっても差支えない然し同じような委員が各種存することは却て効果が挙げらぬ懼れもあるから運用に当っては最も考慮を要する」とあり、このような認識が、児童虐待については必ずしも専門職ではない方面委員に運用の大部分を委ねる状況を招いた。そして③については、同時期に娼娼運動が展開していたにもかかわらず性産業に対する規制については何らかの反対運動が存在していたことが推察される。⁽¹⁹⁾ また、総会においてこの他に注目すべき点として、「問 行政庁が親子関係等家庭の内部に立入って干渉することは如何なるものであろうか」「答 裁判権の運用は必ずしも敏速を期し難く現実の虐待を防止する為め必要ならば行政官庁が私人の家庭に立入るに至るは已むを得ない」というやりとりがあり、「私物的我が子観」が強固で

あつた時代にもかかわらず、虐待防止のためには家庭への介入はやむを得ないという考えが示されている。

二―三 児童虐待防止法案

昭和七年四月、内務省社会局が立案した児童虐待防止法案要旨が新聞に掲載されたが、法案の提出は翌八年三月であつた。児童虐待防止法案の提出理由としては、「晩近社会事情ノ変遷ニ伴ヒ児童ニ対スル各種ノ虐待事実ハ漸次増加スルト共ニ其ノ性質モ亦著シク残忍過酷トナルノ傾向ニ在リ殊ニ近時財界不況ノ影響ヲ受ケ此ノ種悪性ノ行為ハ益々増加シ之カ保護救済ノ方策ヲ講スルノ要弥々緊切ナルヲ覚ユ然ルニ從來此ノ種ノ行為ニ対シテハ刑罰法令ニ於テ刑罰ヲ以テ犯行ノ防止ヲ図リツ、アルノ外単ニ民法中親権者ノ為ス虐待ニ付親権喪失ノ制裁アルニ止マリ兎見セル被害児童ノ保護救済ニ関シ未タ何等適当ナル方途ヲ講スル能ハサル実情ニ在ルハ真ニ憂慮スヘキ事態ナリト謂ハサルヘカラス仍テ速ニ被虐待児童ノ保護救済ニ関スル制度ヲ確立シ以テ我カ国児童保護法制ノ完備ヲ期セントス」⁽²¹⁾と述べられている。つまり、当時既に児童虐待の増加傾向が見られていたが、さらに不景気の影響で虐待が増加するとともに、その状況が「残忍過酷」なものとなり、「保護救済」を検討する必要が生じていた。しかしながら、従来の法では刑法による対応あるいは民法における親権停止でしか対応できず、児童の「保護救済」に適した法的手段が存在していなかったため、保護すべき児童に関する立法を行い、「我カ国児童保護法制ノ完備」を目指すことが法案の理由として述べられている。それでは児童虐待防止法案はいかなる内容を持つものであつたのだろうか。以下では「児童虐待防止法案逐条説明」⁽²²⁾を用いて同法案の主な内容を検討する。

(1) 保護対象者の年齢(第一条)⁽²³⁾

対象年齢を一四才未満とした理由としては、「虐待ヲ受クルコト最モ多ク且ツ又其ノ悪影響ヲ蒙ル虞最モ大ナル

ヲ以テ」としているが、この他にも関連法である救護法、工業労働者最低年齢法等から「十五歳以上ニ達シタル者ハ大体ニ於テ心身共ニ略自営独立ノ能力アルヲ以テ必シモ本法ニ依ル保護ヲ与フルノ要ナカルヘク」と判断されていたことが判明する。現在の未成年者観からすれば一五歳で独立自営が可能とする考えには同意しづらいが、当時の社会状況からすれば妥当であったのだろう。

(2) 児童虐待に対する介入の条件 (第二条)

介入の条件は、「児童ヲ保護スヘキ責任アル者」が、「児童ヲ虐待シ又ハ著ルシク其ノ監護ヲ怠ルコト」によって、「刑罰法令ニ触レ又ハ触ルル虞アルコト」であつた。児童を保護すべき責任ある者について、児童の親権者又は後見人など民法上児童の監護義務を有する者だけではなく、同居者及び雇人を同居させている雇主など社会通念上児童を保護すべきと認められる者を全て含めた点は、児童の保護の実態に配慮したものとして評価することができよう。さらに「虐待」については「精神又ハ身体ニ対シ積極的ナルト消極的ナルトヲ問ハス不当ニ危害又ハ苦痛ヲ与フル所為」、「監護」とは「危害ヲ排除シテ其ノ精神身体ノ安全ヲ保持スル為児童ヲ保護監督スルコト」、「消極的ニ心身ノ安全ヲ計ルモノ」⁽²⁴⁾として、単に虐待および監護を怠るという状態ではなく、「刑罰法令ニ触レ又ハ触ルル虞アルコト」という条件が付けられていた。すなわち同法の目的はそのような虐待行為を行った者の処罰ではなく、被虐待児の保護を行うことにあり、刑罰法令に触れるあるいは触れる虞があるということは保護するための介入の条件にすぎなかった。この点は立法に際して参考にされていたイギリス児童法（一九〇八年法）が児童虐待に対して刑事罰をもつて対処するものであったことは異なり、行政措置による被虐待児童の保護を優先させたものであり、⁽²⁵⁾戦前の日本における家庭内の児童虐待への対応としての限界であつたとも考えられる。

(3) 虐待者への対処および被虐待児童の保護 (第三条)

虐待者に対して、地方長官は、「児童ニ対スル精神上又ハ身体上ノ危害ヲ防止スル為メ」、必要に応じて、訓戒・条件付き監護・虐待者から被虐待児童を引取り親族その他の私人あるいは施設に委託するという三つの処分を行うことができる。これらの処分については、「単ニ訓戒ヲ加ヘ又ハ監護ニ付條件ヲ附スルノミニテハ到底児童ノ充分ナル保護ヲ期シ得サルモノアリ」と考えられていたことから、最後の第三者への委託が最も重い処分と見なされていた。なお、被虐待児童の保護に関しては、親権行使または後見に対する制約を加えるという結果をもたらすことから、各関係方面から委員を選任して合議制の特別機関を設けるべきではないか、あるいは処分に際して特別の委員会に諮問させることが適当ではないかという意見があつたにもかかわらず、諮問機関の設置を規定しなかった理由としては、「本條ノ処分ノ如キハ何レモ関係事実ニ対スル判断必スシモ高度ノ専門的智識又ハ技能ヲ必要トスルモノニアラス現行府県職員ノ能力ヲ以テ克ク之ヲ処理スルヲ得ヘシト認メラルトトモニ児童ノ教育上其ノ他ニ及ホス影響等ニ付テ見ルモ大掛リナル委員会等ヲ煩ハスハ却ツテ如何アルヘシト認メラル⁽²⁶⁾」と述べられているが、専門機関の設置が行われず、またその必要性があるとも考えられずに運用を方面委員に委ねようとした点は、救護法の施行に伴って既に職務が著しく増加していた方面委員にとって困難を強いるものであり、児童虐待防止法の円滑な適用を困難ならしめた原因の一つとなつたのではないかと考えられる。

(4) 禁止制約業務 (第七条・第八条)

法案には、保護者および後見人の立場にある者による虐待から児童を保護することを目的とした規定の他、児童を用いることを禁止あるいは制約した業務が規定されていた。この点は明治四四年工場法によって禁止された児童労働⁽²⁷⁾や大正一二年工業労働者最低年齢法に規定された事例以外の労働現場における児童を保護するものと理解する

こともできるが、説明によれば「児童虐待ノ防止ハ単ニ発見セラレタル被虐待児童ノ保護ヲ以テ足ルモノニアラス寧口更ニ一步ヲ進メテ苟モ児童虐待ノ虞アル事態ヲ捉ヘ嚴重ナル監督ヲ為シテ凶害ヲ未然ニ防遏スルニ非レハ未タ完璧ヲ得タルモノト謂フ能ハス」⁽²⁸⁾、つまり児童虐待を未然に防止するためには一定の業務に児童を用いることを禁止または制約すべきであると考えられていた。そこで、禁止対象業務の基準は「児童ノ心身ニ及ホス害悪特ニ顯著ナルヲ認メ」⁽²⁹⁾られたものであり、不具畸形の児童を見世物にすること、乞食、軽業・曲馬などの危険な業務が主たる対象として、また、制限対象業務としては、訪問ないしは路上で行われた物売りや諸芸が挙げられていた。なお、禁止または制約すべきとされた業務については昭和六年児童虐待防止制度資料に基づいて規定されたものと考えられるが、同資料中の特殊業務従事児童数調において特に件数が多かった芸妓・舞妓などが規定されていないという点は、児童保護の観点から見れば不充分であつたと言わざるを得ない。

(5) 費用（第四条・第五条）

保護処分に要する費用負担は原則として被虐待児童本人又は児童の扶養義務者であつて負担が可能な者と規定された。被虐待児童本人は負担対象者に含めるべきではないと考えられるが、「専ラ児童ノ保護ヲ目的トスルモノナルヲ以テ是等保護処分ニ要スル費用ヲ其ノ児童又ハ児童ノ扶養義務者ニ於テ負担セシムルハ寧口当然ナリトス」⁽³⁰⁾と説明されており、児童の保護を主たる目的としていることから扶養義務者だけではなく児童も負担すべき者とするものについては問題があるとは考えられていなかった。但し、費用は道府県で一時繰替支弁すること、そして本人又は扶養義務者からの弁償が不可能な費用については道府県の負担とすることが第五条に規定されており、対象者の家族には経済力に乏しい者が少なくないことから、実際には道府県が負担するケースが多くなるであろうことは容易に想定できる。

(6) 罰則（第一条、第二二条）

児童保護の観点から、児童を用いることを禁止あるいは制約した業務に違反した場合は、警察犯処罰令による刑罰や地方長官が行うことのできる罰則の程度よりも厳しい罰則である、一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処することが規定されていた。また、同法施行に伴う官吏あるいは吏員の職務執行を妨害する諸行為に対しては五百円以下の罰金に処すことを規定した。なお、五百円というのは工場法ならびに工場労働者最低年齢法に規定された臨検妨害行為に対する罰金と同額である。

なお、同法施行に関する経費に関しては、被虐待児童委託費補助として年額五万円が計上されていたが、その説明として「委託児童九一四人一ヶ年延三三三三六一〇人一日三〇銭此金約一〇〇〇〇円ノ二分ノ一⁽³¹⁾」と記されている。この数字は、「児童虐待防止制度資料」⁽³²⁾を基礎として、第一に被虐待児童で収容委託を要する者に関しては、親権者又は後見人による虐待の被害者は全員、それ以外の保護責任者より虐待を受けた児童の内親権者又は後見人がある者の場合は半数、いない場合は全員として合計九九人、第二に禁止業種に関しては、六三八三人の七割として五〇一人、そして第三に最も件数の多い制限業種または六才未満の貰い子に関しては一〇〇七二人の二〇分の一を被虐待児童と見なしてその六割の三二四人を対象者として合計九一四人として予算を計上しているが、特に深刻な状況にある被虐待児童の保護を想定したものとしても、必要十分の予算であったのか疑問が残る。

三 昭和八年児童虐待防止法案審議

児童虐待防止法案は、昭和八年三月十日に政府によって衆議院に提出され、翌十一日の第一読会において、山本

達雄内務大臣による法案提出の趣旨説明と法案を付託すべき委員の選挙が行われた。その後、同月十三日から十八日にかけて行われた委員会において部分修正と希望条項が付され、同十八日の本会議で委員会報告が行われて修正案が可決された。貴族院では同月二十日の第一読会において内務政務次官齋藤隆夫による法案の趣旨説明と特別委員の決定が行われ、同日二十日から二十三日に特別委員会が行われた結果、衆議院修正案に付帯決議を加えて可決翌二十四日の本会議においても委員長報告が行われた後に同法案は可決され、ここに法律第四〇号児童虐待防止法が昭和八年四月一日に公布された。なお、児童虐待防止法案と同時期には少年救護法案の審議が行われている⁽³³⁾。以下では児童虐待防止法案の趣旨説明および議会で審議過程の検討を行う。

三十一 法案提出理由

「児童虐待防止法案」(政府提出)について、山本内務大臣が行った説明からは、まず前提として、親権者や保護者などによる児童虐待と児童の成長に悪影響を及ぼすと考えられた業務が、児童の健康を損ない、将来的に国家に損害をもたらすものであるという認識が存在していたことが判明する。それに対して従来の対策としては民法や刑法に規定がないわけではないが、虐待を積極的に予防するような規定、また、被虐待児の保護に関する規定が欠如していることから児童虐待防止法案を提出したという理由が述べられている。また、法案の主な内容は三点から成っており、第一が親権者や保護者による児童虐待に対する児童保護であり、訓戒、条件付きの監護、そして被虐待児を第三者に委託することを想定している。第二は特殊事業における児童使用の禁止であり、具体的には「不具畸形ノ児童」を見世物にすること、乞食をさせたり乞食に利用すること、そして「軽業、曲馬」等の危険な業務に児童を使用することの禁止を規定した。第三が児童使用の制限であり、児童虐待に関わるまたは誘発する虞のある

業務に対しては地方長官が制限を加えることを規定した。その後、この議案に対しては、「丸山浪彌君外十二名提出未成年者飲酒禁止法中改正法律案外五件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス」という動議が上田孝吉委員から出され異議なしとして採択された。⁽³⁵⁾

三―二 衆議院での審議

三月十三日、少年救護法委員会の付託議案としての児童虐待防止法案の審議が始まった。審議に先だって丹羽政務委員から提案趣旨の説明が行われた。内容は法案提出時の説明とほぼ同じだが、被虐待児童の保護についてはこれまで被虐待児童の保護に関する制度が存在しなかったため、今回は特にその保護について規定したこと、⁽³⁶⁾禁止業務については、業務自体を虐待と見なすことができるため、それを厳禁し、違反した場合は厳罰を科すること、また、虐待とまではいかないものについては、業務を制限して児童を保護するという趣旨であることが強調されていた。⁽³⁷⁾その後の審議では、私生児と実子の虐待被害の差などを確認する質問に始まり、(1) 第二条と第七条の関係、(2) 被虐待児童の保護施設、(3) 禁止業務対象の妥当性、(4) 児童虐待としての貰い子問題、(5) 介入の条件などが取り上げられた。

(1) 第二条と第七条の関係⁽³⁸⁾

山枡委員より、虐待に対する介入条件の一つである「因テ刑罰法令ニ触レ又ハ触ル、虞アル場合」(第二条)には、傷害罪や保護責任者遺棄といった事例が該当すると思われるが、そのような刑罰法規に触れる場合に対して「訓戒」で十分なのか、刑法の緩和になってしまわないかという指摘、そして禁止業務に関する第七条は、刑罰法規に触れるものではないので第二条との関係で矛盾していないかという指摘がなされた。この点は貴族院において

も同様の指摘が行われており、児童虐待防止法案が対象を広くすることによって多くの児童を保護しようとしたことが、同法の理解ならびに実施を徹底させることを難しくさせてしまったのではないかと考えられる。

これに対しては丹羽は、「本法が人道的ノ立場カラ、道徳的ノ考カラ立法致サレテ居リマスル関係カラ」被虐待児童の保護を重視しているので訓戒や保護処分に対応することを考えていること、そして七条との関係については罰則を定めている以上、矛盾するものではないと答えているが、後者の答弁は必ずしも質問に合致したものではない。なお、答弁に対して山柙はさらに「傷害ト言ッテモ親ガ子ニ与ヘタ場合、親ハ子ニ対シテ絶対ノ權利ヲ持ッテ居ルモノトハ私考ヘマセヌ、サウ云フ觀念ヲ主体トシテ申上ゲマス、今日親ハ子供ニ少々ノコトヲシテモ權利ダト云フヤウニ考ヘテ居リマス、其考ヘ方デ子供ニ怪我ヲサセタ所デ、ソレハ暴行傷害ニハナラヌト思ヒマスガ、刑法ノ嚴密ナ立場カラ言ヘバ、ナルノデハナイカト思フ」と述べているが、山柙が当時根強かったとされる親の子に対する所有意識に問題を呈していることは無視することはできない。

(2) 被虐待児童の保護施設⁽³⁹⁾

保護施設に関する「サウイウ施設ガ現在日本ニ存在シテ居ルノデスカ、本法ヲ施行スル為ニ其施設ヲ設ケシメ、又ハ官ニ於テ之ヲ設ケテ、此処置ヲ為スニ遺憾ナカラシメルノデアリマスカ」という山柙の問いに対し、丹羽は、養育院と育児院が既に存在する他、救護法施行以降保護施設が充実しつつあり収容力が増している他、一部有識者が後援組織して児童を引き受けようという動きがあると答えた。しかしながら、経済不況の状況において施設の充実に実が実際に可能であったかどうかは疑問が残る。

(3) 禁止業務対象の妥当性⁽⁴⁰⁾

委員会における審議の中心は法案第七条の禁止事業の妥当性であった。荒川委員は先ず規定されている軽業や曲

芸がそもそも虐待なのか、また、芸を仕込むことは虐待になるのかという疑義を呈したが、丹羽は、禁止業務は見世物としての軽業や曲馬であり、虐待を受けていることが明らかの場合だと説明した。続いて荒川は不具畸形の児童を見世物にすることに關しては、貧困家庭では見世物になることで食を得ることができるので仕方がないのではないか、また、本人が恥辱と感じていなければ良いので禁止する必要はないのではないか、さらに「斯様ナ不具廢疾、畸形ノ者ヲ生ムト云フコトハ親ノ罪惡デアル、斯様ナコトニナツテ行クノハ、實ニ憐レデアルト云フコトハ、世間ノ人ヲシテ道德的ニ相戒メル一ツノ教訓ニナリマス、是等一ツモ見セヌト云フコトハ、世ノ中ニサウ云フ者ガアルト云フコトヲ知ラセヌト云フコトハ、サウ云フ者ガアルト云フコトノ教育材料ヲ奪フモノデアリマス」として寧ろ道德的に効果があるのではないかと主張したが、丹羽は、貧困家庭に対しては見世物ではなく救護法による救済が用意されている他、見世物にされている児童が羞恥心を持たないこと自体が問題なのだと答えている。救護法に關しては、さらに山柙より児童虐待防止法よりも救護法を徹底させれば良いのではないかという指摘があるとともに児童虐待防止法施行の担い手について質問が行われた。これに対して丹羽は、「差当ツテ從來ノ職員ヲ活動サセル積リデアリマス、併ナガラ從來ノ官吏吏員タケデハ不十分ト思ヒマスカラ、方面委員等ノ手ヲ煩ハス必要ガアルト思ヒマス、方面委員ハ救護法ノ仕事バカリデナク、色々ノ世話ヲスルト云フヤウナ關係ニアリマスカラ、此方面モ適當ナ人ニ活動シテ貰フコトニ致シタイト思ヒマス⁽⁴⁾」と答えているが、山柙は担い手をきちんと手配することを重ねて強調した。

(4) 児童虐待としての貰い子問題

児童虐待防止法立案の背景には当時貰い子殺し事件が新聞をにぎわしていたことが指摘されている。その関連で田中委員は「数日来新聞ニ頻ニ出テ居リマス貰子ノ虐殺、(中略)斯ウ云フ方面ノ取締ニ關シマシテハ、法律ニ不

備ガアルト思フ、ソレハ日本ノ法律デハ子供ヲ貰ッテモ、届ケサヘスレバ宜イト云フダケデアル為ニ幾人デモ貰ヘル、一人ノ者ガ十数人迄殺スト云フ極端ナ例ガ新聞ニ現ハレテ居ル⁽⁴²⁾、つまり、貰い子の殺害や虐待は、不自然なほど貰い子ができることを制限できていないという点で貰い子の保護法案に不備があるのではないかと指摘した上で、第八条のような制限で十分対応できるのかと質問した。これに対しては、同法施行によつて児童保護の観点から、警察官、市町村長、方面委員などが十分監督することが可能になると丹羽は説明している。

(5) 介入の条件

二条の介入条件について、中野(勇)委員からは、被虐待児童の保護が目的であるならば、刑罰法令に触れるかどうかは問題ではないのかという質問が出されたが⁽⁴³⁾、これに対しては、虐待の内容をある程度明確に規定しないと行政官が対応に苦慮すること、また、被虐待児童の保護に際しては親権者又は後見人の権利に対する制限が行われる可能性があるため、第二条の介入条件としては暴行、傷害、監禁、姦淫を強制するといった事例を想定しているという説明が行われた。

一連の質疑の後、中野(勇)より政府案に対する修正の動議がなされた。その主な内容は、第七条を削除し、第八条と第七条として「地方長官ハ輕業、曲馬又ハ戸戸ニ就キ若ハ道路ニ於テ行フ諸芸ノ演出若ハ物品販売其ノ他ノ業務及行為ニシテ児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘発スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」第二項「前項ノ業務及行為ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム⁽⁴⁴⁾」とすることであり、その理由は、児童虐待防止法の主目的は児童を保護することであり、営業を取り締まることではないためであった。さらに山根からは「政府ハ救護法ヲ運用シ且民間諸団体ヲ督励シ以テ本法ノ目的達成ニ萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ

望ム」とする希望条項の動議が行われた。その理由は、修正された第七条については、救護法が適切に運用されなければ自然消滅するもので、民間の社会事業団体を督励してその目的を達成すべきであると考えたためである。これに対して丹羽は、政府案を適當だと考えるものの、修正しても提出の目的は大体同様に達せられると判断して動議に異議なしとして、同委員会は児童虐待防止法案に対する修正案異議なし、希望条項に対しても異議なしとして散会した。

三―三 貴族院での審議

貴族院においては児童虐待防止法案特別委員会が設けられ、主として（１）虐待の範囲および稽古と虐待の関係、（２）同法施行上の担当者、（３）親子への介人の難しさなどが取り上げられた。

（１）虐待の範囲および稽古と虐待の関係⁴⁵

虐待の範囲について説明を求めた三島委員に対して、丹羽政府委員は衆議院同様に単なる虐待ではなく、傷害などの各種刑罰法令に触れる程度に至ったものが本法の虐待であると説明した。その説明を前提として、三島委員は衆議院で修正が行われた結果、不具畸形を見世物にすることや乞食をさせることは本案の「虐待」には該当しないのではないかと重ねての質問を行ったが、これに対して丹羽は、虐待であり、人道上遺憾の事柄ではあるものの、法案を通すために修正に対して異議を唱えなかったと述べ、さらに委員が挙げた事柄は主務大臣がどういう業務又は行為を地方長官が禁止制限するかを定めることになっているのでこの法案で対応できると答えた。この他虐待に関しては、白川委員より、「例ハ往昔ノ芸術者ノ如キハ、内弟子ヲ随分苛酷ナコトヲシテ稽古ヲサセタト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、左様ナコトハ本案ノ中ニ入ッテ居ラヌノデアリマスカ」という、苛酷な稽古は法案の規定

する虐待に該当するのかどうかという質問が出たが、これに対して丹羽は、虐待かどうかは社会一般の観念次第であり、委員の質問のような苛酷な稽古は虐待には該当しないのではないかと回答している。

(2) 同法施行上の担当者⁽⁴⁶⁾

宮坂委員は、実施に関して民間の社会事業団体と連携する必要があるとともに、民間団体と連携した場合に具体的にどのように実施することを想定しているのか質問した。これに対して丹羽は、民間団体との連携の必要性を認め、当面は方面委員が「色々社会ノ裏面ヲ見テ、サウシテ此世話ヲスル人達デゴザイマスカラ、サウ云フ人達ノ中カラ最モ此児童保護ニ適ナヤウナヲ選ビマシテ、此法案ノ施行ニ付キマシテハ協力シテ貫フト云フコトニ致シタイト」とすること、そして同法案が成立した場合には民間で児童虐待防止の後援団体が作られる動きがあるということを紹介し、そういった民間団体との連携は既に考えていることが明らかにされた。なお、施行に際しては、虐待事実の発見と申し出を方面委員その他の民間団体の人に任せ、実際の処分は地方長官が行う、あるいは地方長官の下で官吏吏員が行うことが予定されていた。

(3) 親子への介入の難しさ⁽⁴⁷⁾

親が子どもに虐待を行った場合であっても親子関係に介入して子どもを保護することは難しいのではないかと、う懸念の一例として、井田委員は、「相当家庭ニ於テ親子ト云フモノガ一体ニナツテ居ル、此親子ノ情ヲ割イテ、勿論是ハ虐待ト云フ言葉ガゴザイマスカラ、親子ノ情ト云フモノニハ非常相容レナイ点ガアリマセウガ、兎ニ角親子ト云フモノヲ割イテ、此第二條ノ第三号ガ此法ノ精神デアルト思ヒマスガ、此法ヲ実行シテ行クト云フコトガ、或ハ親ヲ嬌ムガ為ニ子ヲ殺シテ行クト云フヤウナコトモ考ヘラレナイノデハナйкаト思フノデアリマス、余程此運用ハ私ハ慎重デナケレバナラヌ」というように、親子関係への介入については消極的な意見を述べており、親子関

係よりはむしろ児童を用いる業務の禁止・制限を積極的に行うべきではないかとして、禁止制限業務に関する衆議院の議論および修正案を批判した。修正に対する批判は井田委員だけではなく、三島委員も、業務への介入を重視し、衆議院において貧困家庭において子どもが乞食をして親を養うことは孝行であり、また子ども自らが喜んでいう場合は問題はないのではないか、不具畸形児を見世物にすることは逆に社会教育上良いのではないかというような話が行われていたことに對して、そのようなことは社会教育や風教の善導にはならないとして批判している。⁽⁴⁸⁾

この他にも、衆議院と同様に費用負担者に被虐待児童本人が含まれる問題や第二条第三号実施後の親子の再統合の困難などに関する指摘が行われたが、希望決議を附して衆議院で行われた修正案に賛成することに決定した。

三月二四日、特別委員会の審議結果が金杉委員長より報告された。⁽⁴⁹⁾ 委員会では、衆議院で政府案の第七条が削除されたことは問題であるとして、政府案の復活を求める点で意見の一致を見たものの、会期との関係で、希望決議を附して衆議院の修正案に賛成することに決定した。その希望決議とは、「政府ハ本法ノ実施ニ当リ左ニ掲クル行為ノ如キハ最モ児童ノ心身発達ニ悪影響ヲ及ホスモノナルカ故ニ必ス之ヲ禁止シ以テ本法制定ノ精神ヲ明カニセラレタシ 一、不具畸形ノ児童ヲ觀覽ニ供スルコト 二、児童ヲシテ乞食ヲ為サシメ又ハ児童ヲ用ヒテ乞食ヲ為スコト 三、軽業、曲馬其ノ他之ニ類スル危険ナル業務ニ児童ヲ用フルコト」であり、削除された政府案の三項目を必ず禁止業務にすることを希望したものであった。これに對して山本内務大臣から、希望決議の趣旨を尊重してその趣旨を實行するという発言が行われた後、児童虐待防止法は成立し、「児童虐待防止法施行ニ關スル件」⁽⁵⁰⁾ によって児童虐待防止法は同年十月一日から施行されることとなった。また、「児童虐待防止法ニ依ル費用負担及国库補助ニ關スル件」⁽⁵¹⁾ 及び「児童虐待防止法第七條ニ依ル業務及行為ノ種類指定ノ件」⁽⁵²⁾ が公布され、特に後者では修正に

よつて政府案から削除された項目を含む「不具畸形ヲ観覧ニ供スル行為」「乞食」「軽業、曲馬其ノ他危険ナル業務ニシテ公衆ノ娯樂ヲ目的トスルモノ」「戸戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販売スル業務」「戸戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謡、遊芸其ノ他ノ演技ヲ行フ業務」「芸妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ為ス業務」が児童を用いることを禁止又は制限し得る業務及び行為として規定された。

以上、児童虐待防止法案ならびに同法案審議を検討してきたが、貧困を主たる原因とする児童虐待ならびに児童を用いた業務について、政府が立法による対応に取り組み、また、議會審議においても法案の意義が認められスピード可決となつたことは、この時期において著しい虐待が行われた場合は親子関係に介入してでも被虐待児童を保護する必要があること、また、一四歳未満に限定されてはいるものの、不適切な使役から児童を保護する必要があることについて、一定の理解が得られる社会的土壌が既に備わつていたことをうかがわせるものであり、この意味において、昭和八年児童虐待防止法は、戦前の未成年者処遇において画期的なものであつたと言ふことが出来る。しかしながら、立法が行われたことをもつて直ちに児童虐待問題が解決することはないため、世間一般の児童虐待防止法の受け止め方を含む、同法の施行状況に関するさらなる調査を行う必要があり、特に運用面での活躍が期待されていた方面委員の、児童虐待防止法に関する活動状況が明らかにされなければならない。

四 おわりにかえて——昭和八年児童虐待防止法制定の意義および問題——

大阪毎日新聞は昭和八年一〇月二日の「児童虐待防止法の実施⁽⁵³⁾」とする記事において、同法の実施は「わが国に少い社会的法律の先驅の一として」喜ばしいとしながらも、対応の甘さについて懸念を示している。それはまず、修正された第七条の規定に関するものであり、政府案においては行為それ自体が虐待であると規定していたにもか

かわらず、「この法案が議会に提出せられるや、営業団その他各方面からの運動があつたりして（中略）右の行為にあつても、特に残酷な取扱をしなければ差支ないこととなつた」が、残酷な取り扱いはどのような場合であつても咎めなければならないのではないか、また、適用は地方長官の認定によるため十分に実施できないのではないかという点、第二は被虐待児童の保護が十分に行われるのかという点であり、記者は「吾等の希望するところは、その効果を確保するために、適当な引渡人のない場合に収容すべき場所の設置を地方に対して強制するが如き規定である。」という提言を行っているが、このことから保護施設が十分に設置されていたわけではないことが推測できる。そして、特に軽業や曲馬、乞食などに使用されている児童は、使用者に児童の使用を禁止あるいは制限した場合は養育自体を行わなくなる可能性があることから「虐待よりまぬかれるを得た児童の積極的保護の方法が十分に講ぜられなくてはならない。」と主張している。このように立法趣旨は歓迎すべきものであるが実施上の懸念が示されていた児童虐待防止法については、法案審議においても触れられていた民間団体については、穂積重遠を協会会長として、丹羽七郎や藤野恵といった内務省社会局官僚ならびに法案審議を行った三島通備貴族院議員などが名を連ねた児童擁護協会が組織されている。この組織は、法施行と同時に被虐待児童の収容施設「子供の家学園」を開設し、児童の委託家庭の募集を行うなど児童の委託収容先を準備した他、法律普及事業を行っていた。⁽⁵⁴⁾ また、方面委員に関しては、昭和八年十月九日から三日間行われた第四回全国方面委員大会（於大阪市中之島公会堂）では、第一日目の開会式に続いて「児童虐待防止法ニ就テ」の題で社会局保護課長藤野恵が講演を行っている。⁽⁵⁵⁾ また、地方、たとえば三重県においては同年十月二十四日以降各郡で行われた連合方面委員会の研究科目の一つとして「児童保護法制ニ就イテ」が挙げられており、同法の周知徹底が行われた。しかしながら、児童虐待防止法の効果については未だ説明されていない点が多く、制定当初の諸活動の実態ならびに被虐待児童の保護状況、そして同法

が戦前の日本における未成年者処遇制度における位置づけなどは今後の課題と言わざるを得ない。

なお本研究は「JSPS 科研費 24330182」の助成を受けたものである。

- (1) 昭和八年法律第四〇号
- (2) 田代高章「わが国における児童虐待についての権利論的考察…児童虐待防止法（昭和八年）を中心に」（『日本保育学会大会研究論文集』（50）一九九七年）
- (3) 平成一二年法律第八二号
- (4) 西野孝「一九三三年と二〇〇〇年の児童虐待防止法」（花園大学社会福祉学部研究紀要」（9）二〇〇一年
- (5) 池田由子・矢花美美子「わが国における児童虐待防止運動の歴史…とくに明治時代における原胤昭の業績を中心として」（『東洋大学発達臨床研究紀要』2（二〇〇二年）、三島亜紀子「一九三三年「児童虐待防止法」に先行する児童虐待への介入に関する考察」（『会津大学短期大学部研究年報』（61）、二〇〇四年）
- (6) 杉田菜穂「日本における児童権論の展開と社会政策…一九三三年児童虐待防止法を見据えて」（『経済學雜誌』108（4）二〇〇八年）、同「人口問題と児童対策…一九二〇年代の日本の状況を中心に」（『経済學雜誌』109（1）二〇〇八年）、同「戦前日本における感化事業の到達点…少年教護法をめぐる」（『経済學雜誌』110（2）二〇〇九年）
- (7) 戦前の児童虐待をはじめとする親と子の問題に触れた文献においては「私物的我が子観」という表現が頻繁に現れるが、この表現が誰によって広まったのか本稿執筆段階においては明らかにすることができなかった。
- (8) 第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項 <http://www.rnhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/01.html>
- (9) 明治三三年法律第三七号
- (10) 感化法第五条第一号
- (11) 森田明編著『日本立法資料全集18 大正少年法（上）』信山社出版、一九九三年、三二三頁
- (12) 前掲 森田三二六頁

- (13) 「少年犯罪二関スル法律案特別委員会日誌 第二回」における谷田委員発言。(森田 前掲注(11)三二八頁)
- (14) 小川滋次郎「欧米の農民(下) (児童保護及民風改善)」『三重新民』第二編第七号 明治四五年七月一日発行
- (15) 前掲 三島重紀子「一九三三年「児童虐待防止法」に先行する児童虐待への介入に関する考察」一〇八一―二三頁
- (16) 児童虐待防止法の立案を担当した社会局については大日方純夫「内務省社会局官僚と社会事業行政」(波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』日本経済評論社、二〇〇〇年)に学ぶべき点が多い。
- (17) 「救護法実施要綱原案通り可決さる 児童虐待防止法立案に決す 社会事業調査総会」神戸新聞 一九三二年四月二二日(戦前期新聞経済記事文庫データベース 神戸大学附属図書館。以下「新聞データベース」)
- (18) 「児童虐待防止法を承認す 社会事業調査総会」時事新報 一九三二年七月二六日(新聞データベース)
- (19) 但し、「児童虐待防止法第七條ニ依ル業務及行為ノ種類指定ノ件」(昭和八年八月二日公布 内務省令第二十一号)の中に、「六 芸妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ為ス業務」として児童を用いることが禁止あるいは制限された業務として規定されている。
- (20) 「児童虐待防止通常議会に法案提出 満十四歳以下の者は物売、乞食、曲芸等一切出来ぬ」大阪毎日新聞 一九三二年四月一日(新聞データベース)「貸座敷、待合、芸妓置屋、席貸」の業務がその後、法案が提出されるまでの時期に削除されたのか、またその理由については本稿執筆当時では明らかにすることができなかった。
- (21) 内務省社会局社会部保護課「児童虐待防止制定二関スル件」(国立公文書館デジタルアーカイブ)
- (22) 内務省社会局社会部保護課「児童虐待防止法案逐条説明」(国立公文書館デジタルアーカイブ)
- (23) 前掲注「児童虐待防止法案逐条説明」二・三頁。
- (24) 前掲注「児童虐待防止法案逐条説明」一二頁
- (25) 齋藤薫「『児童虐待防止法解義』他解説」(上笠一郎『日本〈子どもの権利〉叢書8』久山社、一九九五年) 三頁
- (26) 前掲注「児童虐待防止法案逐条説明」二一・二二頁
- (27) 工場法は原則として「常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル」工場における十二才の者の労働禁止および十五才未満の者の長時間労働および夜間労働を禁止した。
- (28) 内務省社会局社会部保護課「児童虐待防止法案逐条説明」(国立公文書館デジタルアーカイブ) 三七・三八頁

(29) 前掲注「児童虐待防止法案逐条説明」三八頁

(30) 前掲注「児童虐待防止法案逐条説明」二六頁

(31) 「昭和八年度 児童虐待防止法施行二要スル経費」(「児童虐待防止法施行期日勅令ノ件」国立公文書館デジタルアーカイブ)

(32) 「昭和六年十一月 児童虐待防止制度資料 社会局保護課」(内務省社会局社会部保護課「児童虐待防止制定ニ関スル件」国立公文書館デジタルアーカイブ)。同資料には(一)被虐待児童数調、(二)被虐待事実調、(三)曲馬軽業其ノ他之ニ類スル危険ナル諸芸ニ従事スル児童数調、(四)公衆ノ観覧ニ供スル児童数調、(五)乞丐児童ニ関スル調、(六)特殊業務従事児童数調、(七)報酬ヲ以テスル養児状況調といった項目の調査結果がまとめられているが、本稿では紙幅の都合上それぞれについて検討を行うことができなかった。

(33) 児童虐待防止法と少年教護法との審議が並行して行われていたことに関する指摘については、杉田菜穂「戦前日本における感化事業の到達点——少年教護法をめぐる——」(『経済學雑誌』110(2)一四九頁以下)。

(34) 「官報号外 昭和八年三月十二日 ○第六十四回帝国議會 衆議院議事速記録第二十五号」五八九頁(国立国会図書館 帝国議會會議録検索システム)。以下「帝国議會會議録」。

(35) 「此委員会ハ少年教護法カラ少年ノ飲酒制限ト云フヤウニ、子供ヲ主トシタ部会デ、遂ニハ産婆ノ規制マデ入レテ」という発言に見られる様に、少年教護法以外にも未成年者に関するいくつかの法律案の審議時期と重なっていた。

(36) 「即チ従来是等ノ虐待ト云フモノガ、社会上人道ノ頗ル不都合デアルコトヲ考ヘマシテ、其虐待ヲ受ケル子供ノ世話ヲシテヤルト云フ方法ガ缺ケテ居リマシタガ、本案ハ第一ニ其ノ点ニ著眼致シマシテ、是等ノ被虐待児童ヲ引受ケテ、世話ヲシテヤルト云フ処マデ、規定ヲ致シタノデアリマス」(第六類第四号 少年教護法案委員會議録 第十六回 昭和八年三月十三日)一頁 国立国会図書館 帝国議會會議録検索システム)

(37) 「第六類第四号 少年教護法案委員會議録 第十六回 昭和八年三月十三日」一・二頁(帝国議會會議録)

(38) 前掲注八・九頁

(39) 前掲注一〇頁

(40) 前掲注六・七頁

- (41) 前掲注一三頁
- (42) 前掲注八頁
- (43) 「第六類第四号 少年教護法案委員會議録 第十七回 昭和八年三月十四日」五頁（帝國議會會議録）
- (44) 「第六類第四号 少年教護法案委員會議録 第十八回 昭和八年三月十八日」一・二頁（帝國議會會議録）
- (45) 「第六十四回 帝國議會貴族院 児童虐待防止法案特別委員會議事速記録第一号」二・三頁（帝國議會會議録）
- (46) 前掲注三頁
- (47) 前掲注三・四頁
- (48) 前掲注五・六頁
- (49) 「官報号外 昭和八年三月二十五日 ○第六十四回帝國議會 貴族院議事速記録第三十号」三八六頁（帝國議會會議録）
- (50) 昭和八年八月二日公布 勅令第二一七号
- (51) 昭和八年八月二日公布 勅令第二百十八号
- (52) 昭和八年八月二日公布 内務省令第二十一号
- (53) 「児童虐待防止法の実施」大阪毎日新聞 一九三三年一〇月二日（新聞データベース）
- (54) 前掲注（25）齋藤薫「児童虐待防止法解義」他解説」四頁。穂積が日本の家族関係に対して醇風美俗を認めながらもなぜ児童虐待問題に強い関心を持ったのかについてはさらに研究を深める必要がある。
- (55) 「三重県方面委員制度実施十周年記念誌」昭和九年、六七頁
- (56) その他の研究科目は「救護法ノ概要」「方面委員事業ト其ノ任務」「一般社会事業」であった。（前掲注（55）一〇四頁。）